

## 【資料4】

「UNIVAS 設立時役員等の候補者選考にあたっての人事構想委員会設置について(案)」

UNIVAS 作業部会世話役

- 1) 設立時理事には世話役 3 名も候補者とすることができる。
- 2) 会長、副会長、専務理事、常務理事、その他の理事及び監事の UNIVAS 役員の人選を行うために人事構想委員会を設置する。
- 3) 人事構想委員会は、世話役 3 名及び組織整備担当主査の計 4 名で構成する。なお、人事構想委員会に係る実務は組織整備担当主査があたる。
- 4) 人事構想委員会委員長は人事構想委員会委員の互選によって選任する。
- 5) 人事構想委員会は速やかに 2) に規定する役員人選を進め、人事案を固める。必要に応じて人事構想委員会で候補者の面接を行う。
- 6) 人事構想委員会の委員は、自らが候補者となる議決には議決権を有しない。
- 7) 人事構想委員会で人事案をめぐって意見が一致しない場合、委員長を除いた委員の多数決で決し、それでも決しない場合は委員長裁定とする。
- 8) 人事案が固まった段階で、作業部会、設立準備委員会又は選出された理事から人事案について意見を徴することができる。
- 9) 設立時の UNIVAS 役員候補者の人選は、人事構想委員会が行ない、設立準備委員会に報告し、承認を得る。
- 10) なお、人事構想委員会は、UNIVAS 役員とは別に、名誉会長、顧問及び参与の人選を行うものとする。

### 付帯事項

- 人事構想委員会は、平成 30 年 12 月 11 日付作業部会で設置了承後、速やかに UNIVAS 役員人事の人選に着手すること。
- 人事構想委員会は、利益相反行為を廃するよう十分に留意すること
- その際、人事構想委員会は人事案の検討・決定のスケジュール（工程表）を明確にし、作業部会の求めがあれば公開すること。

以上